



みんなの力で
がれき処理

災害廃棄物の広域処理をすすめよう

みんなの力で がれき処理を すすめよう。

東日本大震災の津波被害により発生したがれきは、県内での全力の取り組み、また多くの自治体のご協力により、少しずつですが処理がすすんできています。

しかし、悪臭や火災発生などが懸念される夏の時期に向け、まだまだ処理が追いつかない状況です。

受入れ・処理への全国のみなさまの更なるご理解、ご協力をお願いいたします。



対象となるがれきは、
可燃物、不燃物、木くずです。



可燃物



不燃物



木くず

Q.なぜ、がれき処理が必要なの？

岩手県・宮城県内では、全力でがれきの処理を進めています。一部のどうしても処理しきれないものを、被災自治体からの依頼で、がれき処理(広域処理)をお願いしています。

岩手県・宮城県は、それぞれ計画を策定、県内での再生利用や処理を最大限進めています。既存の施設に加えて、仮設の焼却炉を設置するなどしていますが、依然として処理能力が不足している市町村がほとんどです。そこで国は、両県からの要請をふまえ、県内で処理しきれないがれきを対象とした広域処理をお願いしています。

限られた平地や復興事業に活用する公有地に仮置場がある自治体では、がれきの存在が、事業の進捗や企業誘致が滞る要因にもなっています。また、がれき処理による雇用は一時的であり、本格的な復興事業の中で長期的な雇用を生み出すことが重要です。火災の危険や悪臭、ハエの大発生の原因になるなど衛生面の問題もふまえ、一日でも早い処理が必要です。

Q.どういうがれきを受入れるの？

処理をお願いするがれきは、岩手県、宮城県からのもので、事前に安全を確認したもののだけです。

広域処理の対象となるのは、岩手県と宮城県のがれきで、放射性セシウム濃度が不検出、もしくは低く、受入側で安全に処理できるものに限ります。岩手県と宮城県の沿岸部は福島第一原発から100km～250km以上離れており、空間放射線量は他の地域とほぼ同等です。処理前の廃棄物の放射能濃度のチェックは搬出側の自治体において、処理中、処理後のチェックは受入側の自治体において行われます。環境省は、安全に処理できるがれきの基準を定めています。

可燃物の場合、焼却して焼却灰に放射性セシウムが濃縮されても8,000Bq/kgを下回るよう基準を設定しています。これは法律で定められた基準値で、8,000Bq/kg以下であれば、放射能汚染のない一般ゴミと同様に埋立処分ができます。この値はIAEA(国際原子力機関)も認めているもので、埋立終了後に周辺の住民が受ける放射線量は、日本人が受けている自然の放射線量の1/100より少なく、影響は無視できるレベルです。

●さらに、広域処理のすべての過程で、安全性を確認しています。



Q.受入れて本当に大丈夫？

焼却、埋立による周辺への放射能汚染の心配はありません。

がれきを焼却する施設には、排ガス中の微粒子の灰を除去する高性能の排ガス処理装置(バグフィルターや電気集塵機など)が備わっており、排ガス中の放射性セシウムは灰とともに除去されます。環境省が行った調査で、96.65～99.99%除去できることが確認されています。そして埋立をする処分場の底部から浸みだした水による地下水

の汚染を防ぐための遮水シートなどの遮水工が設けられています。放射性セシウムは土壌への吸着性が高く、この性質を利用して焼却灰を土壌層の上に埋め立てるとともに、水がたまりやすい場所への埋立をさけ、放射性セシウムの流出を防ぎます。そして放射線を十分にさえぎるために、処分施設の上を50cm以上の土でおおい、放射線の影響を無視できるレベルに抑えます。

受入れに関する自治体の取り組み

桜井 勝郎氏(静岡県島田市長)

島田市では1日約48トン程度の廃棄物処理の余裕がありましたので、年間5千トン、3年間で1万5千トンを岩手県山田町から受入れることを表明しました(2012年5月～)。片付くまではやろうと思っています。



金澤 恵一郎氏(岩手県宮古市市民生活部長)

おかげさまで、東京都(2011年11月～継続中)、秋田県大仙市(2012年4月～)、吾妻東部衛生施設組合(中之条、東吾妻、高山の3町村、2012年5月中旬開始予定)に受入れをいただいております。心の復興のために、広域処理をお願いいたします。



(5/10 みんなの力でがれき処理 講演内容より抜粋)

受入れ・処理への更なるご理解、ご協力をお願いします。